

令和8年度横手市結婚新生活支援事業補助金Q & A

Q 1 所得とは何を指すのか。

A 1 所得とは以下のものを指します。

給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額

個人事業主（自営業やフリーランス等）の場合：1年間の売上金額－必要経費

Q 2 所得は、どの時点の課税証明書に基づいて確認すればよいか。

A 2 令和8年度課税証明書（令和7年中の所得を証明するもの）に基づいて確認してください。ただし、継続補助（令和7年度中に交付決定を受けているが、上限額に達しておらず、令和8年度に改めて補助申請する場合）の場合は、改めて課税証明書を提出いただく必要はありません。

Q 3 夫婦の双方または一方が申請時において無職である場合の所得の扱いは。

A 3 申請時点で無職であったとしても、課税証明書に所得の記載があればその金額を所得として計上します。

Q 4 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでか。

A 4 提出いただく直近の課税証明書の期間と同一期間となります。

Q 5 貸与額奨学金の年間返済額は、どのように証明すればよいか。

A 5 当該貸与型奨学金の返済額証明書による証明が望ましいですが、同証明書の提出が困難な場合には、通帳の写しの提出でも構いません。

Q 6 教育ローンの年間返済額は、所得から控除してもよいか。

A 6 できません。貸与型奨学金の返済を現に行っている場合のみ、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除することができます。

Q 7 **令和7年度に上限額に満たなかった場合は、令和8年度にその差額を申請することは可能か。**

A 7 令和7年度の事業期間中に申請を行い、交付決定を受けている場合は、令和8年度にその差額を申請することが可能です。この場合、補助金の要件は令和7年度のものを適用します。

Q 8 **事業実施期間内に複数回転居をした場合は、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象となるか。**

A 8 補助上限額の範囲内の申請であれば、2回目以降の転居を補助対象とすることができます。

Q 9 **再婚の場合も補助の対象となるか。**

A 9 補助の対象となります。ただし、夫婦の双方または一方が、この制度による補助金（他自治体での補助を含む）を過去に受けたことがない場合に限りです。

Q 10 **生活保護受給世帯の場合も対象となるか。**

A 10 対象となります。ただし、補助金の対象となる経費（住宅取得費、住宅賃借費、住宅リフォーム費用及び引越費用）について、生活保護による生活扶助または住宅扶助等、その他の扶助を受給している場合、その部分については補助金の対象外となります。

Q 11 **公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も補助金の対象となるか。**

A 11 対象となります。ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助金の対象外となります。

Q 12 **①一方が婚姻前から賃借している物件に、婚姻を機にもう一方が入居する場合や、②婚姻届出前から同居している物件の場合、補助の対象となるか。**

A 12 ①、②いずれの場合も対象となります。ただし、契約書や住民票等で同居していることを確認させていただきます。

Q 1 3 夫婦の双方又は一方の親等の親族が同居する場合であっても補助の対象となるか。

A 1 3 対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。

Q 1 4 夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となるか。

A 1 4 対象となります。

Q 1 5 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象となるか。

A 1 5 対象となりません。

Q 1 6 契約名義人は夫婦の親だが、夫婦のいずれか名義の口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合、補助の対象となるか。

A 1 6 夫婦名義で契約できないやむを得ない事情（勤務先契約・低所得等）があり、当該事情が書類等で客観的に確認できる場合は、事前に経営企画課までご連絡ください。

Q 1 7 婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる家賃等も補助の対象となるか。

A 1 7 対象となります。ただし、主たる生活拠点となっている住宅一軒に係る家賃等のみが対象となります。

Q 1 8 家賃等について対象となる費用はどのようなものか。

A 1 8 婚姻に伴う住宅取得費用は建物の購入費のみが、住宅賃借費用は、家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみがそれぞれ対象となります。

区分	経費の例	補助の取扱
住宅取得費用に付随して発生することが多い経費	土地購入代	対象外
	住宅ローン手数料	
住宅賃貸費用に付随して発生することの多い経費	駐車場代（※）	
	物件の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵交換代	
	更新手数料	
	光熱水費	
	設備購入代	
	火災保険料、家財保険料	
	契約一時金、保証金	

Q 1 9 月々の家賃に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どのようにすればよいか。

A 1 9 家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代等を含め補助の対象となります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とします。

Q 2 0 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となるのか。

A 2 0 対象外となります。このため、勤務先が発行する住宅手当支給証明書等により手当支給額を把握し、当該金額を控除した金額を補助の対象とします。

Q 2 1 **勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、対象となるか。**

A 2 1 対象となります。この場合、賃貸借契約書で借借人が勤務先であること、給与明細等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っていることを証明する必要があります。

Q 2 2 **賃貸借契約書に敷金に係る記載はないが、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、領収書の確認のみで足りるか。**

A 2 2 領収書の写しを提出してください。ただし、領収書に記載されている費目が敷金となっていること、賃貸借契約書に記載されている住宅に対して支払われていることを証明することが必要となります。

Q 2 3 **住居のリフォームについて対象となる費用はどのようなものか。**

A 2 3 婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、等の工事費用とします。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とします。

Q 2 4 **夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要があるか。**

A 2 4 所有者である必要はありません。ただし、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っている証明が必要になります。

Q 2 5 **賃借物件のリフォーム費用は対象となるか。**

A 2 5 対象となります。ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用ではないことを確認させていただきます。

Q 2 6 **住宅取得、住宅リフォームの補助について、国の他の住宅に係る補助制度との併用は可能か。**

A 2 6 国の他の補助制度が併用を認めている場合は可能です。

Q 2 7 **住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することが出来ない場合の取扱いは、どのようにすればよいか。**

A 2 7 不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は通常区分が可能となっています。必ず建物代のみを補助対象としてください。

Q 2 8 **住宅取得費用について、金融機関へのローン払い及び住宅メーカーへの一括払いはいずれも対象となるか。**

A 2 8 対象となります（重複は除く）。補助対象となる経費は、婚姻日以降に支払ったものとなります。ただし、当該婚姻前の住宅取得が夫婦連名によりなされた場合は、取得日（当該日が補助対象期間の初日より前の場合は補助対象期間の初日）以降から補助対象となります。これは、リフォームにおいても同様です。

Q 2 9 **住宅賃貸費用について、賃料等の一括前払いや日割り家賃は対象となるか。**

A 2 9 対象となります。

Q 3 0 **住宅建築中のため等、当該住宅の住所に住民票を置くことができない場合、当事業の申請は可能か。**

A 3 0 申請はできません。ただし、住宅取得については、支払期間内に取得し、住民票を当該住所に置くことができれば申請できます。また、住宅取得が次年度になる場合は、事前に経営企画課までご相談ください。

Q 3 1 **引越費用について対象となる費用はどのようなものか。**

A 3 1 引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となります。したがって、引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費目は対象外となります。（例：不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人を頼む等で引っ越した場合にかかった費用等）

Q 3 2 勤務先が発行する住宅手当支給証明書に勤務先の社印を押印する必要があるか。

A 3 2 勤務先の社印を押印する必要はありません。ただし、申請者本人が住宅手当支給証明書を無断で作成又は改変等を行ったときは、内容に虚偽があるものとして、補助金の不交付を決定又は交付決定を取消し、交付した補助金を返還させる場合があります。

Q 3 3 昨年度住宅賃借費用で申請し、今年度住宅取得費用で申請することはできるか。

A 3 3 昨年度申請し上限額に達しなかった場合、上限額の範囲内であれば、住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用のいずれかを申請できます。